

森林環境譲与税のしくみ

森林環境譲与税は決められた配分割合に基づき、国から都道府県および全国の市区町村へ譲与されており、森林整備、森林・林業の人材育成、木材利用、森林・林業の普及啓発に関することに使うよう定められています。

この税は令和元年度から譲与されていますが、6年度からはその財源として、国内に住所のある個人から1人年額1,000円の森林環境税をご負担いただいています。

「木のまち」として知られる鹿沼市は、市域の7割を森林が占め、多くの人が林業や木材の仕事に携わっています。市では、国から交付される森林環境譲与税を活用し、さまざまな取り組みを行っていますので、その一部をご紹介します。

林政課木のまち推進係 ☎(63)2186

森林の適切な管理のために —森林環境譲与税を活用した取り組み—

市の取り組み事例

<人材育成>

市内の高校生のチェーンソー講習の費用を助成しています。



<木材利用>

市役所新庁舎をはじめ公共施設に積極的に鹿沼産木材を利用しています。

<森林整備>

市内の未整備森林の間伐を進めています。

<普及啓発>

木材を使った住宅や店舗の建築に対して商品券を支給しています。

また、市内で生まれた赤ちゃんに対して木のおもちゃ等をプレゼントしています。



木づかいを進めよう！

市内の森林は、多くの箇所で利用の適期を迎えています。森林は「伐って」「使って」「植えて」のサイクルを回し、適切に管理することで、二酸化炭素を吸収し、水や土砂等をしっかりと保全します。木材を使って森林を活性化させることが、環境保全や災害の防止につながります。

市民のみなさんが生活の中に木を取り入れることを心掛け、未来に向けた持続可能な社会づくりを進めていきましょう。

